

令和6年第6回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

1、本日の出席議員（15名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
7番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	13番	佐々木春男
14番	佐々木敏春	15番	森鉄也
16番	伊藤竹文		

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	今野和彦	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長	佐々木修
農林水産部長	阿部光弥	建設部長	原田浩一
商工観光部長	池田智成	教育次長	佐藤喜仁
消防長兼消防署長	須田勇喜	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	総合政策課長	高橋寿
財政課長	齋藤真紀	監査委員	須藤金悦

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

令和6年9月20日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第46号 令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）

- 第2 議案第47号 にかほ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第48号 にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第49号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第50号 にかほ市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第51号 にかほ市鶴泉荘条例を廃止する条例制定について
- 第7 議案第52号 にかほ市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第8 議案第53号 本荘由利広域市町村圏組合理約の一部変更について
- 第9 議案第54号 本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者に関する事務の委託の廃止について
- 第10 議案第55号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について
- 第11 議案第56号 令和5年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第57号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第58号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第59号 令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第60号 令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第61号 令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第62号 令和5年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第18 議案第63号 令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第19 議案第64号 令和6年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第65号 令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第66号 消防救急デジタル無線更新工事請負契約の締結について
- 第22 陳情第11号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第23 議提第8号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書
- 第24 議員派遣の件
- 第25 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は、須藤代表監査委員に出席いただいております。

これから一般会計予算決算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時00分 休 憩

.....

一般会計予算決算特別委員会会議録

出席委員（14名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	5番	齋藤雄史
6番	齋藤聡	7番	齋藤進
9番	佐々木平嗣	10番	小川正文
11番	佐々木孝二	12番	佐藤直哉
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	森鉄也	16番	伊藤竹文

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	今野和彦	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長	佐々木修
農林水産部長	阿部光弥	建設部長	原田浩一
商工観光部長	池田智成	教育次長	佐藤喜仁
消防長兼消防署長	須田勇喜	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	総合政策課長	高橋寿
財政課長	齋藤真紀	監査委員	須藤金悦

.....

午前10時01分 開 議

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） ただいま出席している委員は14名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算決算特別委員会の会議を開きます。

これから各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。11番佐々木孝二総務小委員長。

【総務小委員長（11番佐々木孝二君）登壇】

●総務小委員長（佐々木孝二君） 改めまして、おはようございます。去る9月10日、当小委員会に付託されました事件について、全ての審査が終了しましたのでご報告いたします。

議案第46号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告及びその承認について（専決第13号）の当小委員会の所管に関する事項は、全員の賛成で承認と決しております。

議案第56号令和5年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての当小委員会の所管に関する事項は、全員の賛成で認定と決しております。

議案第63号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての当小委員会の所管に関する事項は、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第46号です。

委員から、災害ボランティアの活動状況についての質疑がありました。

これに対して、ボランティアセンター活動期間中は34世帯からのニーズがあり、ボランティアに登録された実人数は355人で、延べ人数713人の方からボランティアにご協力をいただいていると、そういう報告を受けておりますとの答弁でございます。

次に、議案第56号です。

消防本部関連です。

委員からは、メンタルヘルスとハラスメントの研修についての質疑がありました。

これに対して、当局からは、メンタルヘルス研修は年3回実施し、全消防職員が受講できるように各講座2回ずつ実施をしております。また、市長部局にも声かけをし、希望する方には参加をいただいております。研修内容としては、年1回、メンタルヘルスの基礎的な知識を、その他2回は職場内でのコミュニケーションの取り方など、グループワーク等、様々な手法を交えた内容としています。コミュニケーションの取り方やストレスへの対処法を学んだことによって、職員の話の仕方等が変わってきたという実感はあります。また、ハラスメント研修については3年目となり、昨年度、全職員を対象に3日間、内容はこちらからの要望も含め、消防に特化した基本的な知識の習得を目指す研修となっているとのことです。

財政課関係です。

委員から、繰入金について、令和5年度は約5億5,700万円と大きな金額になっているが、金額が大きくなった要因は何かとの質疑でございます。

これに対し、当局からは、令和5年度に関しては、繰越金の積み立てを選択せず、任意繰上償還を行ったため、繰入額が大きくなったとの答弁がありました。

総合政策課関係です。

委員から、歳入のふるさと納税について、当初予算9億円を見込んでいたものが、実際は7億4,000万円と減少した影響について質疑があり、当局からは、例年の見込みで9億円を予算計上していたが、令和5年度の10月に制度改正があり、その中で募集に要する費用や調達にかかわる費用が厳格化され、それまでは郵便料などは含まれていないとされていたが、それらを含むことになった。返礼品の金額は30%、調達等にかかわる費用が20%、全部で50%以内になくってはならないが、それを遵守していくためには寄附額を上げなくてはならないという状況があった。その影響により、9月までは駆け込み需要があったが、10月以降は寄附額が上がっているため寄附金が落ち込んだと考えられますとの答弁でございました。

また、地域脱炭素実現に向けた計画策定の現状についての質疑に対しては、令和5年度と令和6年度をまたいで実施していく事業ですが、今年度2回目の協議会を開催し、計画内容を詰めていく作業を実施する予定です。名古屋大学教授や芝浦工業大学教授の有識者2名に加え、再エネに取り組んでいる業者やエネルギー関係に関連する事業者を入れた構成となっております。名古屋大学の丸山教授については、ファシリテーターとして協力をいただいております。脱炭素に関する知識等については、話し合いの中で助言や事例に基づく意見をいただいておりますとの答弁でございます。

会計課に関しては、特に質疑はございませんでした。

続きまして、防災課関連です。

自主防災組織事業費補助金と自主防災組織連絡協議会補助金について、その用途に対する委員の質疑がありました。

当局からは、自主防災組織連絡協議会補助金は、3地区の協議会に対して運営補助となります。自主防災組織事業費補助金は、各自主防災組織に補助しているもので、基本的に2万円として、人口の多いところにはかさ上げをし、ソフト事業に活用していただいているとの答弁でございます。

総務課関係です。

人件費の5,000万円の増額についての質疑があり、当局からは、令和4年度で291人、令和5年度決算時301人ですので、10人の増となっております。最近では早期退職する職員もいるため、その補てんとして新採用職員を若干多めに採用しているとの答弁がありました。

また、コンビニ交付等システム利用料369万6,000円についての質疑には、令和5年度の住民票や印鑑登録証明書の発行件数は、月平均で200件です。想定より多く利用されており、これにかかる人件費も削減されていると捉えているとの答弁でございます。

公共施設等総合管理基金積立金について、目標金額の設定や解体等の費用についても積立金に含まれるのかとの質疑は、現段階では目標設定はない状況ですが、今後、施設配置の最適化を図ると

しても、長寿命化や改修、新設の費用はかかりますので、それに備えるという意味で予算執行の許す範囲内での積み立てを考えていきたいと思えます。いずれは中期的・長期的な見通しに基づいた目標設定は必要であると認識しています。また、単純に除却のためだけの費用をこの基金で賄う想定ではないのですが、最適化を図る上で、この基金の活用は広い意味ではあり得るとの回答でございいます。

続いて、議案第63号でございいます。

消防本部関連です。

委員から、消防庁舎省エネルギー化に関して、ZEBについての説明を求める質疑がありました。

当局からの答弁は、ZEBとは、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。既存建物を省エネルギー化する際に環境省の補助事業を活用することができるため、今回この補助金を活用し、庁舎の改修を進めていきたいと考えております。具体的には、換気設備等の改修による建物自体の空調効率を高め、空調設備をダウンサイジングすることで光熱水費等の削減を図るという方法を検討していますとのこととございいます。

税務課関係です。

委員から、コンビニ手数料は1回当たり57円となっている。スマートフォン、コンビニ収納によって収納率の向上につながっていると思えますが、収納する際の手数料は歳入を圧迫していないのかとの質疑でございいます。

当局からは、年々スマートフォン、コンビニ収納の利用者が増えており、手数料金額は増加しています。税務課としては口座振替を推進していきますとの答弁でございいます。

総合政策課関連です。

若者支援住宅について質疑がございました。委員からは、債務負担行為が令和27年度までということ、かなり長期となっているが、期間の上限、また状況に応じた2期工事があった場合、維持管理費等が増加することも考えられるのではないのかとの質疑があり、当局からは、地方自治法上、債務負担行為の年数の制限に関する規定はなく、別途債務負担行為を設定することになると思えますとの答弁でございいます。

また、仁賀保高校魅力化プロジェクトの中身についての質疑に対しては、現在ワークショップを開催しており、来週2回目を開催し、今年度で4回の開催を予定しております。ワークショップの中で想定しているのが魅力化コーディネーターを配置すること、公営塾の講師を含めての採用をしたいと考えております。また、先進地である島根県の隠岐島前高校を参考にしておりますとの答弁でございいます。

総務課関連です。

委員から、職員手当の一般退職手当事業負担金調整負担金について、早期退職者が出たので増額したという説明に対する質疑があり、当局からは、一般職退職手当事業負担金調整負担金の内訳は、当初予算を積算した際は3名分の退職のみ見込んでおりましたが、その後5名の退職が確定し、実質追加の5名分が今回計上とさせていただいたものになります。3名の予定が8名になったということで、当初予算の積算は1月頃で締める関係で、その際に見込めなかった分が発生したというこ

とです。

以上で、当小委員会に付託されました事件の審査終了部分について若干の報告を終わらせていただきます。

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。7番齋藤進教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（7番齋藤進君）登壇】

●教育民生小委員長（齋藤進君） おはようございます。

それでは、一般会計予算決算特別教育民生小委員会の審査が終わっていますので報告いたします。

初めに、議案第46号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）中、当委員会所管に関する事項については、全員の賛成で承認と決しております。

続いて、議案第56号令和5年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会所管に関する事項について、全員の賛成で認定と決しております。

続いて、議案第63号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、当委員会所管に関する事項について、これも全員の賛成で可決と決しております。

それでは、各議案の審査の内容について、主なものについて報告いたします。

初めに、議案第46号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）について、所管は生活環境課分です。

7月の大雨による災害に関する補正で、浸水した家屋の消毒にかかわる薬品や災害ごみを処分するための運搬委託費などです。消毒を行った件数等の質疑のほか、特にありませんでした。

次に、議案第56号令和5年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

初めに、福祉課関係です。

重層的支援体制整備事業については、令和5年度からの新規事業で、地域共生社会を実現するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体化に実施し、地域住民の複雑化や複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備することが事業目的で、事業スケジュールについては、令和5年度、移行準備事業として庁内連携体制構築等の取り組み、多機関共同事業を実施し、令和6年度から本格実施している。具体的には、第4号、アウトリーチを通じた継続的な支援を実施している。この事業は、従来は困った方がいらっしゃったとしても相談窓口で相談に訪れるのを待っている形が多かったのですが、引きこもりなど新たな福祉課題を抱えた方などは、自分から相談に来ることができない、あるいは自分たちが問題を抱えていることを認識できていない方たちが多数いらっしゃることから、こちらから積極的に家庭訪問や情報提供を行っていくことで、そういった方たちのニーズを拾っていくものになります。第2号、参加

支援事業も新規事業として実施しています。既存の福祉制度で対応できていない引きこもりの方や、障がい者手帳を所持していない、いわゆる障がいグレーゾーンの方々など、社会とのつながりが構築できていない方が多数いらっしゃいますので、例えば就労支援などを通じて、地域、社会とのつながりを回復させていこうという事業で、今までの分野・制度では対応できていなかった方々たちに対して包括的な相談支援を行っていくためのメニューをそろえていっているということです。また、この制度を始めたことにより、介護の相談に訪れた方についても、何かほかの困り事や家族に困り事がないかを聞き取る形をとるということとしていますし、相談者にどのような支援を行っていくかを関係機関と連携しながら支援方法を検討し、この方ならこれでいいということではなく、その方に必要な支援を行っていくという形をとっているという答弁でした。

次に、子ども家庭センター関係です。

病児保育事業について、当初10月開始の予定が遅れている理由については、工事費の財源となる子ども・子育て支援施設整備交付金について、県との協議を進める中で、令和6年3月の工事着手では補助対象となる工事の出来高が年度内に発生することが困難であると見込まれたことから、令和6年度事業として交付金の協議対象とすることで県の審査会で採択されたため、建築工事については令和6年度からの着手することとなり、当初スケジュールより2か月後ろ倒しとなったことで開所予定時期が12月となったという答弁です。

次に、生活環境課関係です。

ごみの有料化を検討する審議会設置についての条例改正があり、その後の対応については、審議会を開催する予定でありましたが、ほかにも予定されている、例えば国保税や下水道料金の改正の時期と調整する必要がある、適切な有料化の時期を検討するため、昨年度は開催できませんでした。ごみの有料化については、決まっている話ではなく、例えば、ほかの国保や下水道の事業についても費用がかなり膨大になっている中で料金改正が必要でないかについては、各部署の検討委員会等で協議する中で、同じ年に3項目料金を改正すると市民に対する負担もかなりかかり過ぎるため、調整を図らないといけないと考えています。また、ごみの量が増えている中で、ごみ減少のために更なる分別の必要性や、他市と比較してごみ袋の価格などについて現状把握を行っているということでした。

次は、市民課関係です。

コンビニ交付の近年の状況については、令和5年3月から運用開始し、令和5年については全体の10から15%、近年は15から20%と増加しており、運用が浸透してきているという答弁です。

次、長寿支援課関係です。

寿荘の負担金858万4,000円についてのかほ市の負担割合については、人口割で25%、平等割で25%、入所割が50%となっています。昨年12月時点のかほ市の入所者は8名となっています。寿荘の分担金は、由利本荘市と合わせて4,542万2,000円となっていて、その金額を人口、平等、入所者割で計算した値が858万4,000円ということです。

次は、包括支援センター関係です。

認知症施策推進事業に関しては、現在、にかほ市で認知症と診断された方は、高齢者、若年層含

めてどのくらいいるのかについては、実数を把握するのは難しいが、第5期にかほ市高齢者支援計画の中に認知症の方の推計値を出しています。2022年度時点では、国で出している認知症の有病率が高齢者人口に対して17.5%が認知症の方とされていますので、にかほ市では約1,600人が認知症であると見込まれている。また、MC I、軽度認知障がいにあたる方に関しては、高齢者人口の13%と見込まれており、にかほ市では約1,190名の方が見込まれることとなります。MC Iに関しては、認知機能向上のための取り組みを行うことによって、認知機能を回復するという事とも言われています。MC Iの方は認知症の薬を処方されていることもあります。日常生活の中で生活習慣病や集落サロンやデイサービスなどといった外出する機会を多く設けるような生活指導がされているかと思しますので、そのようなことを行うことによって本人の介護予防につながっているということです。

次に、健康推進課関係です。

秋田県は全国でも自殺率が高いことは言うまでもございませぬが、精神保健事業の報償費が若干増えているのは対策に力を入れたものがあつたのかということに対して、また、にかほ市で自殺に絡んだ事例等については、自殺対策基本計画を作成しており、コロナ禍で開催できていなかったゲートキーパー養成講座を秋田大学の自殺対策の先生の協力で9回行っており、その謝礼が報償費の増となっています。また、にかほ市の自殺状況においては、平成30年から令和5年までの自殺者は1桁台となっており、多くはありませんが、にかほ市の傾向として40代と50代の男性が毎年いることが挙げられます。この傾向は、ゲートキーパー養成講座に協力いただいている秋田大学の宮本先生も、働く世代の自殺対策に意識を向けるようアドバイスをいただいております。今後なお一層、ゲートキーパー養成講座を展開していくこととしていますという答弁でした。

次に、教育総務課関係です。

奨学金の返還助成について、令和5年度の新規件数と近年の認定件数については、奨学金の返還助成は毎年多くの方に認定の申請をいただいております。令和5年度に関しては、新規に認定した方は19名、令和4年度は12名となっており、この制度が始まった平成30年度から概ね10名から20名の認定者がいるという状況です。主な認定理由については、対象となる奨学金を返還中であるということや卒業年度も関係しています。ほかに、にかほ市内に住所を置き、就職していること。それらの条件を満たした方々に対して認定をし、助成をしていくものですという答弁です。

次に、学校教育関係です。

学校部活動の地域移行について、部活動指導員3名配置とのことであるが、部活動の地域移行の取り組みに関する具体的な話し合いはもたれているのかについては、令和6年度は3名から5名に増員して運用しており、先生方の負担も軽減されていると聞いている。部活動地域移行については、由利本荘市と相談しながら少しずつできることから進めている状況で、先の夏季休業中に由利本荘市の会議に出席し、部活動の種目ごとにどのような方向性で進めていくか話し合いをしているところということです。

次に、文化財保護課関係です。

行と森の発掘調査の結果については、遺物としては土器、主に平安時代のものがかなりの量、出

土して、その他、遺構という井戸の跡とか建物の柱の跡が400個以上出ている。そのほか、12世紀の遺物や江戸時代の頃の遺物も出ています。自然科学の分析をした結果、炭化物、炭の年代測定では1200年前頃の炭が出ているということでした。

次に、フェライト子ども科学館関係です。

山崎科学振興基金については、令和5年度末時点では1億1,896万2,000円で、令和6年度の繰越分として53万円がプラスされ、約1億2,000万円の残高となっている。

次に、白瀬南極探検隊記念館関係です。

委託料の主なものは、オーロラドーム映像リニューアル業務委託料ですが、リニューアルに合わせたグッズ等の検討はされていますかについては、現在検討中で、ただ、Tシャツはすごく人気があるので構想中です。

次に、仁賀保勤労青少年ホーム関係です。

歳入で使用料に収入未済がありました。そのことについては、2024年3月30日に開催された世界を南極にしよう実行委員会が主催した催し物で、使用料の内訳は、部屋の使用料4,000円、音楽ホールの使用料2万8,050円、スクリーンやプロジェクトは——スクリーンや——市と教育委員会にそのイベントに対し後援依頼の申請がありましたが、その内容等を精査したところ、後援については不許可として後援はしておりません。そのため、減額あるいは免除の対象には当てはまらず、使用料を含めていただくこととなりますけれども、実施団体からは、実施している内容が公共性、公益性があるということで減額、免除をかたくなに主張してきており、その結果、期限内の納付に至っていないという内容です。

次に、生涯学習課及び仁賀保・金浦・象潟公民館関係です。

社会教育施設整備基本繰入金4億17万5,000円は、令和5年度に新設された公共施設等総合管理基金積立金へ切り替えるために一旦繰り入れされたもので、廃止した基金は社会教育施設の整備に特化した基金であることから、部内における管理運用においては、基本的に社会教育施設に優先して充当できるものと協議している。各公民館の事業については、どのような連携をして事業を計画しているのかについては、年1回発行している生涯学習のすすめに年間事業を掲載し、講座については、共通のテーマを設定して各公民館で具体的な内容を企画しています。地域に沿った計画を組んでいます。地域にこだわらず、学びたい講座に参加されていると思います。また、ズームを活用した講座を企画するなど、3公民館が一堂に会して意見交換をする機会なども設けながら取り組んでいるということです。

最後に、図書館「こびあ」関係ですが、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第63号についてであります。

初めに、福祉課関係です。

障がい者福祉費の自立支援医療（育成医療）についての申請では、今回の申請については、18歳未満であることから、8月中に手術を受けるということとして今年度に入ってから申請があり、医師の診断書に基づき、脊柱の障がい除去のための手術であるということで申請がありましたということです。

次に、子ども家庭センター関係です。

象潟地区子育て支援センターの移転については、象潟健康センターの機能が今年度よりスマイルに統合されています。職員が常駐できない施設内で外部団体が活動するのは、施設の管理上好ましくないことや、安心かつ安全な環境で将来的に継続して事業を行うため、市民が気軽に立ち寄れる公民館で事業を行うことが最善であると判断したものですということです。

次に、生活環境課関係です。

修繕料200万円については、既に修繕することが確定しているものと今後見込まれる修繕も含めての増額というものですということです。

次に、長寿支援課関係です。

介護保険システムの委託料500万円についてでありましたが、特に質問はありませんでした。

次に、包括支援センター関係です。

会計年度任用職員にかかわる報酬及び期末手当、勤勉手当の不足分の増額についてでありまして、特に質問はありませんでした。

次に、教育総務課関係です。

平沢小学校と院内小学校の統合について、令和6年度で準備委員会を立ち上げる計画になっていることについて、現在の状況等については、準備委員会設立に至る前に改修に関する予備調査を行い、交付金の申請に向けた準備を進めた上で準備委員会の設立に向かっていく予定です。大きな課題として想定されることは、学校名や校章、校歌が新しいものになるのか、現在使われているものをそのまま使用していくのかというようなところ、また、校舎改修がどの程度まで対応できるのか懸念材料と考えていますという答弁でした。

次に、学校教育課関係です。

学校給食センターの人事予算については、調理員の休暇等に対応するために代行調理員の予算を計上しています。メニューによって人員が不足する際に、代行調理員を配置して人員が不足することのないように調整するなど、柔軟に対応している状況です。また、代行調理員の腸内細菌検査は、勤務にかかわらず、いつでも調理に従事できるよう、2週間に1回受けていただいています。検査を受けなければ調理室に入室することはできないとの答弁です。

次に、文化財保護課関係です。

行ヒ森遺跡発掘調査事業費の増額は、出土品をデジタル実測し図化する委託料で、特に質問はありませんでした。

次に、フェライト子ども科学館関係です。

科学館の展示アイテム、ぐるぐる発電アタックのセンサーカメラの改修費85万円については、専門性が高いプログラム等が入っているため、導入事業者以外には創作できないため、県内に改修できる事業者はいないという答弁でした。

次に、白瀬南極探検隊記念館関係です。

需用費の修繕費の増額については、当初の修繕予算が枯渇したため計上したもので、特に質問はありませんでした。

次に、生涯学習課、仁賀保・金浦・象潟公民館関係です。

各施設の軽微な修繕費及び維持管理の予算の枯渇に伴う計上予算について、特に質問はありませんでした。

最後に、図書館「こびあ」関係ですが、新規採用した会計年度任用職員の報酬及びそれらの差額等の予算計上について、特に質問はありませんでした。

以上で、当委員会付託の議案に対する審査の主な内容についての説明を終わります。

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。2番齋藤光春産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（2番齋藤光春君）登壇】

●産業建設小委員長（齋藤光春君） それでは、一般会計予算決算特別産業建設小委員会の審査につきまして所管の部分の報告をいたします。

当委員会に付託されましたのは、議案第46号、議案第56号、議案第63号の計3件であります。

これに関しまして、議案第46号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）、所管に関する事項に関しましては、全員賛成の承認といたしました。

次に、議案第56号令和5年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、所管に関することにつきましても、全員賛成の認定ということになりました。

続きまして、議案第63号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、所管に関する事項に関しましても、全員賛成で可決ということになっております。

それでは、各関連したことにつきまして、かいつまんで質疑、答弁の方の報告をいたします。

まず、議案第46号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）についてであります。

こちらの方は、ほとんどが豪雨、大雨による災害に対する対策ということでありました。

商工観光部所管に関しては、大雨による海水浴場の流木等の処理はどうするかというような質問がありましたが、これは農林水産の方でも同じような質問がありました。

これに対しまして、当局の方では、回収した流木等は海水浴場の端に寄せてあり、処分に関しては県の方で行うことになっているということで、現在、市と県の方で協議中のことであるということとであります。

次に、農村整備課関連についてであります。

こちらもしっかり豪雨による被災した農業施設等への緊急対応にする経費であります。また、建設部関係もそのような形になっております。

次に、農林水産部農林水産課分については、やっぱり大雨により被災した林道についての災害復

旧に関しまして、こちらの方は補助金というよりは市の方での予算計上しまして、最低限の計上で対応を行うというような報告がございました。

続きまして、議案第56号令和5年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、所管課に関することであります。

最初に、商工観光部関連では、一つ、スポーツ振興課分に関し、施設ごとの収支を一覧表にして提出することは可能かというようなことに対しまして、後日、後ほど提出させていただくということで、今皆さんのタブレットの方に施設ごとの収支決算が入っていると思いますので、後ほどご覧いただければと思います。こちらの方はやっぱりまとめて報告されますと、どのような傾向にあるかということがよく分かりませんので、これからもこういうふうな施設ごとの収支決算を出していただければありがたいということでもあります。

続きまして、同じく振興課関係ですが、スケートパークの管理は昨年度は管理人を置いて行っておりましたが、今年度はどうなのかということに関しましては、当局の方からは、今年度は管理人を置かずに、利用者がQRコードで登録を受けるといったような形の使用方法となっております。また、何か、けが等があった場合は、スポーツ振興課の方に救急箱を置いていますので、そちらの方で対応するということでもありました。

続きまして、B&G海洋センターの関連であります。昨年度は気温も高く、水温が上がったことから、水温を下げるために大量の放水をしたということですが、今年はいかがですかというような問いに対しまして、当局の方からは、今年も同様で、水を流して水温を下げたというような答弁があります。今後またこのような気象変化によって同じようなことが考えられるということでもあります。

次に、商工政策課関連であります。

こちらの方もたくさんありましたが、特に移住者に対する支援はどのようになっているのかということで質問がありましたが、これに対しては、関係所管と家賃補助や定住奨励金等でサポートしていると。それで、移住者はどのようなところから来ているのかということに関しましては、県内であれば由利本荘市、秋田市、それから県外であれば仙台市、岩手県、東京都、兵庫県、新潟県等から移住してきているというようなことでもあります。

次に、金浦サービスセンター関連では、消耗品等を金浦保健センターでも使用しているようであるが、これはどういうことかという質問がありました。

これに関しましては、無駄な事務処理を省くために各庁舎で消耗品を一括購入して一括管理しているということで、金浦の保健センターでもそのような形で使っているほかの庁舎でも同じようなことをしているということでもあります。

続きまして、農業委員会関係では、農業委員会だよりを9,100部印刷しているようだが、これに対してはどのような形で使われているのかということに関しましては、農業委員会の活動を市民に広く理解してもらうために市内全戸に配布しているということでもあります。農業関係者、それから従事者だけにはとどまらず、多くの市民にもこの委員会の実情を知ってもらいたいということでPRしているという回答がございました。

次に、農林水産課関連では、令和5年度に捕獲された熊やイノシシはどのような実数なのかということの質問に対しまして、熊が32頭、それからイノシシが5頭、ニホンジカが4頭というようなことで報告がありました。これに対応はどのようにするのかということですが、罾をかけてもなかなか捕まらないということから、監視カメラ等も設置してはどうかということなんですが、経費もかかることからなかなか市単独ではできないので、今後検討していきたいというような回答がございました。

次に、議案第63号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）については、全員可決でありましたが、一つ、農林水産課関連で、こちらの方は千葉でのフェアはあるようだが、これはどのような目的効果があるのかという質問に対しまして、基本的には、にかほ市を知ってもらうというシティプロモーションの一環として行っているということで、一定の業者さんが特にかほ市を協力してくれるということで、秋田県フェアという中の一つでにかほ市も参加させてもらっていると。パンフレット等も、向こうでにかほ市を象徴するようなことで作ってPRしていただきたいということを今話しているということでありました。

以上で、かいつまんだ委員会の報告を終わります。

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第46号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第46号の討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第46号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）の各小委員長の報告は承認です。議案第46号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 起立全員です。したがって、議案第46号は各小委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第56号令和5年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第56号の討論を

終わります。

これから議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第56号令和5年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての各小委員長の報告は認定するものです。議案第56号は各小委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 起立全員です。したがって、議案第56号は各小委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第63号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 討論なしと認めます。これで議案第63号の討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第63号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての各小委員長の報告は可決です。議案第63号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 起立多数です。したがって、議案第63号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

以上で一般会計予算決算特別委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

これで一般会計予算決算特別委員会を閉会いたします。

午前10時57分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算決算特別委員会
委員長

午前11時10分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第46号 令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）から日程第21、議案第66号消防救急デジタル無線更新工事請負契約の締結についてまでの議案21件及び日程第22、陳情第11号ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての1件、計22件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算決算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。11番佐々木孝二総務常任委員長。

【総務常任委員長（11番佐々木孝二君）登壇】

●総務常任委員長（佐々木孝二君） 去る9月10日、当委員会に付託されました事件について、全ての審査が終了しましたのでご報告いたします。

議案第47号にかほ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第52号にかほ市過疎地域持続的発展計画の変更について、議案第66号消防救急デジタル無線更新工事請負契約の締結についての議案3件は、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第47号です。

本条例案の改正内容は、普通財産の譲与及び減額は、ほかの地方公共団体、その他公共団体または財産の寄附者、またその相続人、その他の包括承継人などに限定とされている現在の規定に加えて、普通財産を私人についても減額して譲渡できるようにしようとするものであります。一方で、この改正によって誰に対してでも市の財産を安価に譲渡するものではなく、減額して譲渡する場合の要件としては、公共用もしくは公益事業の用、または本市の産業振興、雇用機会の創出、その他の地域の活性化に資するものとして市長が特に認める事業の用に供するために必要とする場合となります。また、普通財産の所管課等で今改正案の要件に該当するとした場合であっても、にかほ市不動産審査委員会規定による委員会により審査し、どの程度減額するかについても審査会の中で十分に審議していくものであり、審議により決定された処分価格が議決を要する金額となる場合は、議会で審議することになります。

委員からは、公共施設の約30%を削減する計画の推進に向けて大きな影響があるのか。また、ハードルを下げ、移譲しやすくするという意味での条例改正なのかとの質疑があり、当局からは、公共施設等総合管理計画の約30%の削減の目標は、結果としてついてくるものと考えております。まずは未利用の普通財産の有効活用を行い、地域の活性化を図るという点が財政課としての一番の狙いになるとの答弁でございました。

続きまして、議案第52号です。

委員からの質疑では、過疎地域持続的発展計画は各課から上がってくる事業を一つにまとめたものなのかとの質疑があり、毎年度、実施計画を策定している中で、新たな事業の内容などの確認をしながらヒアリングを実施し、可能なものを追加していますとの答弁でございました。

次に、議案第66号です。

委員からは、請負契約の締結が3か月遅れになったことで事業実施への支障はなかったか。また、当初契約予定だった仕様を工事変更したことで120万円の増額となったということだが、もし当初の仕様のまま契約が行われていれば、業務委託で進められていたということかとの質疑がありました。

その点について支障はなかった。今回の仕様変更は、他の業者が応札できるようにするための見直しであり、そうした場合に指令台とデジタル無線の整合性を取らせる際の責任問題が生じることになるので、主任業務技術者を置いた方がよいという見解になり、工事に変更したものです。当初の仕様で進めていた場合には、業務途中での工事への変更は考えられないと思いますとの答弁でございました。

以上で、当委員会に付託されました事件についての審査内容の報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。7番齋藤進教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（7番齋藤進君）登壇】

●教育民生常任委員長（齋藤進君） それでは、令和6年9月10日、当委員会付託の事件について、審査が終わってますので報告いたします。

議案第48号にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第49号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第53号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について、議案第54号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者に関する事務の委託の廃止について、議案第55号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についての5議案については、いずれも全員の賛成で可決と決しております。

次に、議案第57号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、議案第58号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、議案第59号令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、いずれも全員の賛成で認定と決しております。

次に、陳情第11号ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、全員の賛成で採択と決しております。

それでは、審査の内容の主なものについて報告いたします。

初めに、議案第48号、こども家庭センターの所管になりますが、職員1人当たりの児童数を年齢に応じて5名少なくし、安心して子どもが預けられる体制整備と、幼児教育・保育の質の向上を図るとするものですが、保育士の配置基準が見直されることにより保育士の不足が懸念されますが、新規雇用等含めて保育士の確保は大丈夫でしょうかということに対しては、児童数が減少しており、配置基準上、保育士は足りている状況で、どの園についても新たな雇用が必要になるものではありませんとの回答でした。

次に、議案第53号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部の変更については、長寿支援課所管になりますが、組合の意向プランに基づき、共同処理のうち介護保険者事務に関するものを、令和7年4月1日から、にかほ市、由利本荘市に移管するための組合規約の一部を改正するものについては、どの課で業務を受け継ぎ、事務量が増えることへの対応について、全て長寿支援課で担当することになり、事務量が増えることにより現在の組合職員を派遣していただくことも検討してますし、人事担当課にも人員確保に向けて依頼をしているとの答弁でした。

次に、議案第54号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者に関する事務の委託の廃止については、同じく長寿支援課の所管で、議案第53号で説明したように、介護保険事務をにかほ市に移管するため、組合とにかほ市との間で介護保険者に関する事務の委託を廃止するもので、第53号と同様であるということです。

次に、議案第55号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正については、市民課所管で、議案第49号同様に、令和6年12月2日以降、被保険者証は発行されなくなり、被保険者証等の用語を使用している部分について、当該規約の改正の必要が生じたものになり、マイナンバーカードの取得率については約80%で、国保にひもづけしている方が70%、つまり30%の方には資格確認証が届くことになるという答弁です。

続いて、議案第57号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定の市民課関係については、一般被保険者医療給付費、一般被保険者療養費の医療費支払額、国民健康保険事業費納付金等の減額の主な要因は被保険者の減少ですが、今後も国保の保険者が後期高齢者医療制度に移行していくことにより、後期高齢者支援金分、介護納付分の増額が見込まれることと、1人当たりの医療費の増加傾向にあることから、この先の事業費納付額は増額が見込まれると県から報告を受けているとしていますが、国保の運営状況については、ここ数年、財政調整基金から年間約5,000万円を切り崩して国保財政を運営しており、令和6年度も財政調整基金から5,700万円を繰り入れて予算を編成しており、このままであれば基金が早晩枯渇し、厳しい財政運営が見込まれ、国保運営協議会と協議し、財政改正時期を見定めてまいりたいとの答弁でした。

次に、議案第58号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定については、小出診療所所管分になります。診療収入は前年度比減収、これはコロナ感染症が落ち着いたことによる患者数の減少と、後期高齢者については、受診者数は増加しているが、継続的な医療を要する患者数の減少と、在宅医療を提供する患者が入院や施設入所などで減少したことが影響していると思われる。また、総務費県補助金は、秋田大学医学部の実習生7名の受け入れに対する秋田県地域医療実習支援事業補助金80万円との説明があり、地域医療実習についての要請や成果

についてでは、秋田大学からの要請で、地域の中で実習することで、医学の面だけでなく、人を見る、地域を見る目、背景を見て、それに即した治療法を学ぶというように、地域でなければ学ぶことができないものと考えているという答弁でした。

以上で主な審査内容についての報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。2番齋藤光春産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（2番齋藤光春君）登壇】

●産業建設常任委員長（齋藤光春君） それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案についての審査の報告をいたします。

議案第50号、第51号、第60号、第61号、第62号、第64号、第65号の計7の事件であります。これについて簡単に説明を加えながら報告したいと思います。

議案第50号にかほ市農村公園条例の一部を改正する条例制定についてに関しましては、全員賛成の上、可決となりました。

議案第51号にかほ市鶴泉荘条例を廃止する条例制定についても、こちらも全員の賛成により可決となります。

議案第60号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、こちらの方も全員賛成の上、認定ということになりました。

同じく、議案第61号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についても、全員賛成の上、認定ということになりました。

また、議案第62号令和5年度にかほ市水道事業会計決算認定についても、全員賛成で認定ということになりました。

続きまして、議案第64号令和6年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。こちらの方も全員賛成の上、可決であります。

最後に、議案第65号令和6年度にかほ市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、こちらも全員賛成の上、可決ということになりました。

審査の詳細をかいつまんでご報告いたします。

まず、議案第50号の件についてであります、こちらの方は、にかほ市農村公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。

こちらの方に関しましては、釜ヶ台地区に整備しました水芭蕉公園内にある多目的広場についてであります、近年利用者がなく、地域の自治会においても今後の利用が見込めないということから、土地賃貸借契約者であります釜ヶ台牧野農業共同組合より多目的広場の廃止の協議があったことから、多目的広場を公園の範囲から除いて返還するということでもあります。併せて、本条例に示

されてる公園の位置について、現状の地番への表記へ修正するという事で条例の一部を改正しようとするものであります。

それから、続きまして、議案第51号、こちらは、にかほ市鶴泉荘条例を廃止する条例制定についてであります。

51号の件につきましては、前回からいろいろお話しされておりましたように有償による売却ということが検討されておりまして、入札方法で提案方式の募集を今後すると、金額だけではなくて、プロポーザル方式の公募として行いたいということでありました。ただ、ここについての温泉に関しましては、私有地からの湧き出ている水でありまして、もし使用者の方で使えばだめだということになったとする場合には、これはあと使えないことになると、温泉ということはなくなるということでありまして、そうしますと、これは温泉という形ではなく、建物と土地だけを売却するという形になることになるということでもあります。

それから、続きまして、議案第60号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。こちらの方はそのまま審議なく認定ということになります。

同61号についても同じであります。

議案第62号に関しまして、令和5年度にかほ市水道事業会計決算認定についてであります。こちらの方、全員賛成であります。一つ、水道の給水量が減ってるのではないかということの質問がありまして、こちらの方に関しましては、家事用の減少が主な要因ではないかということが報告されました。それに関しましては、やっぱり節水の器具の導入、それから、やっぱり地域の家庭の減少があるのではないかとともに要因として考えられるということでもあります。

議案第64号令和6年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）、また、議案第65号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第1号）については、全員可決のままということで終了しております。

以上、報告を終わります。

●議長（宮崎信一君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算決算特別委員長の報告を求めます。16番伊藤竹文一般会計予算決算特別委員長。

【一般会計予算決算特別委員長（16番伊藤竹文君）登壇】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 令和6年9月10日、一般会計予算決算特別委員会に付託されました、議案第46号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）及び議案第56号令和5年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について並びに議案第63号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての3件について、審査が終わりましたので報告いたします。

議案第46号は、全員の賛成により承認と決しております。

議案第56号は、全員の賛成により認定と決しております。

議案第63号は、賛成多数により可決と決しております。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから一般会計予算決算特別委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算決算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長及び一般会計予算決算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第46号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第13号）の討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第46号の討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は承認です。本案は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第46号は、承認することに決定しました。

次に、議案第47号にかほ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第47号の討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第48号の討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第49号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

本案に対して討論通告がありますので、発言を許します。

初めに、原案に反対者の発言を許します。13番佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 議案第49号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から発言いたします。

国民健康保険法一部改正に伴い、所要の条例改正を行おうとしております。これは、マイナ保険証実施に伴い、現行の保険証が廃止されるために被保険者証の返還を求められて、これに応じない者に対する罰則に関する規定を削るというものです。これは、現行の保険証からマイナ保険証への切り替えを前提としたものであります。

保険証とマイナンバーカードの一本化によって、たくさんのトラブルが相次いでいます。名前や住所の間違い、資格情報の無効、持ち合わせていた健康保険証で確認する医療機関、資格が確認できず10割負担を請求された、薬局でもマイナカードを持たない患者に薬を渡さない、紙の保険証だと診療を後回しにされるなどが起こっております。

厚労省の調べでは、マイナ保険証の利用率は5月の7.3%が最高ということです。マイナンバー登録者には3万円のポイントを付与するなど推進に躍起となった政府が、今度はマイナ保険証を増やした医療機関には支援金を20万から40万円に倍増、診療所・薬局には10万円を20万円にする方針です。

もともとはマイナンバーカードの作成も銀行や保険証とのひもづけも任意であるとしていながら、なぜ今そんなに急いで強制するのか。システム改修費や周知徹底の案内印刷費、個人番号のお知らせ、個人情報でありながら住所、氏名の間違いで配付されるなど、国民にとっては不利益ばかりが多いマイナ保険証に反対せざるを得ません。

能登半島地震では、停電でデジタル機器が使えないことが立証されました。緊急対応が必要な医療現場では、マイナ保険証は時間のロス、現行の保険証でよいという声もあり、この議案には反対の意を表明し討論いたします。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第49号に対する討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号にかほ市農村公園条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第50号の討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号にかほ市鶴泉荘条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第51号の討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号にかほ市過疎地域持続的発展計画の変更についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第52号の討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第53号の討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者に関する事務の委託の廃止についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第54号の討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第55号の討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議がありましたので、この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号令和5年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第56号の討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第57号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第57号の討論を終わります。
これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第58号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第58号の討論を終わります。
これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第59号令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第59号の討論を終わります。
これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第60号令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第60号の討論を終わります。
これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第61号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第61号の討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第62号令和5年度にかほ市水道事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第62号の討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第63号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を行います。

本案に対して討論通告がありますので、発言を許します。

初めに、原案に反対者の発言を許します。2番齋藤光春議員。

【2番（齋藤光春君）登壇】

●2番（齋藤光春君） 議案第63号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についてであります。反対の立場で討論させていただきます。

第3表の債務負担行為補正の中に、若者支援住宅整備事業費7億2,000万円が計上されています。この事業は、当初の説明では若者の市外への流出措置、市外からの移住促進、また、結婚に向けた出会いの場を設定することを目的とし、若者たちへのアンケート調査を踏まえた上で需要が見込まれるとして、当初は100戸のルーム建設を計画して進められてきたはずですが、PFIにより総工費30億円とし、年1億円ずつ30年で完済するとの計画として事業を遂行するとしていましたが、社会的情勢の変化から資材高騰により総工費の試算が40億円に及ぶということから、一時計画の見直しと整備計画が打ち出されていました。

今回、スモールスタートということで整備ルームが20戸、総工費7億2,000万円との債務負担の計上がなされています。当初100戸の需要が見込まれるという見解による整備計画が20戸に減少し、需要の様子を見て増設等を判断するとの計画変更の説明がなされました。本市の財政規模としては、大変大きな経費を要する事業であります。これにより、若者社会流出や移住の促進、結婚による人口減少の歯止めとして市民に期待を持たせた事業でもあります。しかし、わずか2年から3年で簡

単に戸数の変更等、方向性を変更するというのも、社会情勢に合わせた臨機応変というよりは、甘い見通しによる事業計画と言わざるを得ません。ましてや、計上されている7億2,000万円を整備予定の20戸として単に単純計算で1戸当たり3,600万円となります。金額的には1LDKとしては高級マンション並みであり、それ以上のものとも言えます。

整備する時代が違うとはいえ、現存する社会的弱者が入居している老朽化している公共住宅の改修も同時に行うのであれば、市民サービスとしてのバランスも取れると言えますが、そのような考えも含まれた公営住宅整備と評価しますが、あまりにも大きな格差があると思われます。また、債務は20年で返済するということではありますが、先日の議案質疑の答弁で、年間返済の家賃収入だけでは不足する場合は、一般会計から支出補てんをするとのことでありました。これは、次世代に負債を抱えることとなります。加えて、今後、増設整備で100戸整備するという事になれば、単純計算であれば7億2,000万円掛ける5棟、36億円にも及ぶこととなります。総工費40億円ということが高いということで計画を見直したはずが、金額的には何ら変わりのない価格と言えます。

人口減少の推計では、20年後のにかほ市の人口は1万5,000人を下回るというデータがあります。その中で高齢者の人口の割合が50%にも及ぶようなことが懸念されていることが、この事業に関する費用対効果や自主財源確保、経済波及効果という試算を示すことができない状態での事業の遂行、債務負担行為の額が適切なのか、当初100戸の予定が見込まれるとした事業が本当に必要不可欠だったのかという疑問を抱かざるを得ません。次世代につなぐ責任ある我々世代としては、必要以上の債務を負わすことは避けるべきであると思います。将来の見通しが立たない状況での事業を遂行することは避けるべきだと考えます。

他の事業に対する補正予算には何ら異論はありませんが、現時点で本整備事業ルームデザインや経費など詳細が示されないまま、また、本市の将来への明るい展望も抱けないまま、市民の代表として行政の監督審査に当たる市議会議員としては、本事業の債務負担行為を承認することはできません。よって、若者支援住宅事業のための7億2,000万円の債務負担行為が織り込まれた、議案第63号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）には反対する意を表しまして終わります。

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議案第63号に対する討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立多数です。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号令和6年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第64号の討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第65号の討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号消防救急デジタル無線更新工事請負契約の締結についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで議案第66号の討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第11号ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。これで陳情第11号の討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第11号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めま

す。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、陳情第11号は、採択することに決定しました。

日程第23、議提第8号ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書を議題とします。

初めに、議提第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。7番齋藤進議員。

【7番（齋藤進君）登壇】

●7番（齋藤進君） 議提第8号ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書についてであります。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和6年9月20日提出。

にかほ市議会議長 様。

提出者、にかほ市議会議員 齋藤進。

賛成者、にかほ市議会議員 佐藤直哉、森鉄也、小川正文でございます。

現在の学校現場における教職員の長時間労働や多忙な働き方が常態化した環境を改善しなければいけないということは、以前からの懸案事項となっているところであります。また、子どもたちの豊かな学びや教育の質の向上を図るための時間を十分に確保するため、少人数学級を一層推進することや、教職員の多忙化解消の取り組みを進めることが求められています。

以上を踏まえ、2025年度政府予算と地方財政の検討に当たっては、教職員の定数改善を推進すること、義務教育費国庫負担割合を引き上げることなど5項目の実現を、意見書（案）に記載の提出先へ求めるものでございます。

以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議提第8号についての質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議提第8号についての質疑を終わります。

これから議提第8号ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書についての討論、採決を行います。

初めに、議提第8号の討論を行います。討論はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 討論なしと認めます。これで議提第8号の討論を終わります。

これから議提第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（宮崎信一君） 起立全員です。したがって、議提第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、資料のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第25、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第6回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後0時07分 閉 会
